

内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい
電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等について

I 背 景

近年、ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展に伴い、電気通信事故の原因や内容等が多様化・複雑化している。

このため、総務省では、平成25年4月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事故防止の在り方について同年10月に報告書を取りまとめた。本報告書の提言を踏まえ、利用者への影響の大きい回線非設置事業者に回線設置事業者と同様の技術基準等の事故防止の規律を適用すること等を内容とする電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び関係省令等の改正を行った（平成27年4月1日施行）。

本改正を踏まえ、電気通信事業法第41条第3項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第27条の2の2第1項に基づき、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者100万以上の電気通信役務）を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定するに当たって、本年3月末時点の電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第2条の規定に基づく電気通信役務の契約状況の報告等に基づき、株式会社NTTぷらら、ニフティ株式会社及びビッグロブ株式会社の3社を指定する。

また、現在、損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして技術基準等の適用除外とされている自ら設置する伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等※を提供する設備について、利用者数の規模等の観点から損壊又は故障等が発生した際に利用者にも及ぼす影響が高まっているものが生じている状況に鑑み、一定の要件に該当するものを適用除外の対象から除外する。新たに技術基準等の対象とする電気通信設備は、回線非設置事業者を指定する基準が有料かつ利用者100万以上の電気通信役務の提供とされたことを踏まえ、公平性を確保する観点から、有料かつ利用者100万以上の電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備とする。

本件は、上記の指定及び改正を行うものである。

※データ伝送役務等：アナログ電話、総合デジタル通信（音声伝送役務に限る）、OAB-J IP電話、携帯電話及びPHS以外の電気通信役務。

Ⅱ 指定及び改正の概要

(1) 利用者への影響の大きい回線非設置事業者の指定

→告示の制定

- ・電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定するための告示を制定し、電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として、株式会社 NTT ぷらら、ニフティ株式会社、ビッググローブ株式会社を指定する。

(2) 自ら設置する伝送路設備に接続せずに、有料かつ利用者 100 万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備への技術基準等の適用

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 第 2 号を改正し、自ら設置する伝送路設備に接続せずに有料かつ利用者 100 万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備を技術基準等の適用対象とする。

<参考：諮問対象外>

(3) 指定を受けた回線非設置通信事業者の「電気通信設備の概要」に係る届出先等

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・(1) の指定に伴う電気通信事業変更届出書の届出先等に係る規定を整備。

Ⅲ 施行期日

公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

- 一 株式会社NTTぷらら
- 二 ニフティ株式会社
- 三 ビッググローブ株式会社

改 正 案	現 行
<p>（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの</p> <p>イ アナログ電話用設備</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）</p> <p>ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電</p>	<p>（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）</p> <p>イ アナログ電話用設備</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）</p> <p>ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電</p>

話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 (略)

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

一〇十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第四十四条の三第二項の届出

二十 法第五十二条第一項の認可の申請

二十一〜三十四 (略)

話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 (略)

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

一〇十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第五十二条第一項の認可の申請

二十〜三十三 (略)

<p>2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告を その者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。</p> <p>一 法第十六条各項の届出</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告を その者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。</p> <p>一 法第十六条第一項、第二項又は第三項の届出</p> <p>二〇六 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であつて、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七條の二第二号に規定する電気通信設備(この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新規則」という。)第二十七條の二第二号に規定するものを除く。)を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。